

# 兵庫県公報

平成26年10月31日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 認定こども園の認定手続等を定める規則の一部を改正する規則（こども政策課）	1
○ 兵庫県認定こども園審議会規則（同）	6

## 公布された法令のあらまし

### ●認定こども園の認定手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第33号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、幼保連携型認定こども園の設置について、都道府県知事の認可を受けなければならないこととされたこと等に伴い、当該認可に係る申請書の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

### ●兵庫県認定こども園審議会規則（規則第34号）

幼保連携型認定こども園の認可等について調査審議する兵庫県認定こども園審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

## 規 則

認定こども園の認定手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第33号

#### 認定こども園の認定手続等を定める規則の一部を改正する規則

認定こども園の認定手続等を定める規則（平成19年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定手続等」を「認可手続等」に改める。

第1条中「平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号」を「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」に、「「省令」を「府省令」に、「認定こども園の認定要件等に関する条例」を「認定こども園の認可等に関する条例」に改める。

第3条を削る。

第2条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の申請)」に改め、同条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の2」に改め、同条第2項第1号中「職員の配置について記載した」を「前条第2項第1号から第4号までに掲げる」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号及び第5号を削り、同項第6号中「子育て支援事業等（条例第4条第6号アに規定する子育て支援事業等）」を「子育て支援事業（条例第4条第3項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が実施しなければならない事業）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号中「条例第4条第7号アからスまでに掲げる」を「子どもの選考に関する事項その他の幼保連携型認定こども園以外の」に改め、同号を同項第4号とし、同項第8号を同項第5号とし、同条に次の1項を加える。

3 法第5条第2項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る認可の申請又は届出)

第2条 府省令第15条第1項の認可申請書又は届出書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の認可申請書又は届出書には、府省令第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 職員の配置について記載した書類
- (2) 職員の資格に関する証明書の写し
- (3) 教育及び保育の目標並びに主な内容について記載した書類
- (4) 研修その他の職員の資質向上等を図るための措置について記載した書類
- (5) 子育て支援事業（条例第3条第1項の規定により幼保連携型認定子ども園が実施しなければならない事業をいう。）の実施計画を記載した書類
- (6) 園児の選考に関する事項その他の幼保連携型認定子ども園の管理運営に関する事項について記載した書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が特に必要と認める書類

第4条第1項中「第7条第1項」を「第29条第1項又は府省令第15条第2項」に改める。

第5条中「省令第6条第1号」を「府省令第28条第1号」に、「子ども」を「利用定員」に改める。

第6条第1項中「第8条第1項」を「第30条第1項」に改め、同条第2項中「省令第7条」を「府省令第29条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（幼保連携型認定子ども園の廃止等に係る認可の申請又は届出）

第6条の2 府省令第17条の認可申請書又は届出書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の認可申請書又は届出書は、幼保連携型認定子ども園を廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに、知事に提出しなければならない。

第7条の見出しを「(幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の廃止等に係る届出)」に改め、同条中「認定子ども園の」を「幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の」に、「認定子ども園廃止(休止)届出書」を「認定子ども園廃止(休止)認可申請書(届出書)」に改める。

第8条から第10条までの規定中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

幼保連携型認定子ども園設置認可申請書（届出書）

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者（届出者） 主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

電話（ ） 番

1 施設の現況

種 別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
名 称	
所 在 地	
設 置 者	
設 置 年 月 日	年 月 日
定 員	人

2 設置しようとする幼保連携型認定子ども園

概要	名 称					
	所 在 地					
	園長となるべき者の氏名					
	開園予定年月日	年 月 日				
保育する園児の数	区 分	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	合計
	保 育 認 定	(3号認定) 人	人	(2号認定) 人	人	人
	教育標準時間認定	/	/	(1号認定) 人	人	

	定員の弾力化の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
施設 設備	区 分	面 積	区 分	室数	面 積
	園 舎 の 面 積	平方メートル	保育室又は遊戯 室の面積		平方メートル
	園 庭 の 面 積	平方メートル	うち乳児 室及びほ ふく室		平方メートル
	その他設備の 概要				
教 育 及 保 育 の 主 な 内 容	(教育及び保育の目標及び理念)				
	(教育及び保育のねらい及び概要)				
	年間開園日数	日			
	開 園 時 間	平 日			
		土 曜 日			
日曜日・祝日					
子 育 支 援 事 業 の ち ど も 園 実 施 す る の 認 定 も の	実施する事業 の概要				
	(事業内容及び実施体制)				
備考					

- (注) 1 □については、該当するものに「レ」を記入すること。  
 2 現に幼稚園、保育所又は特定認可外保育施設を設置していない者が、新たに幼保連携型認定  
 こども園を設置しようとする場合は、「1 施設の現況」欄は、記入しないこと。  
 3 複数の施設を統廃合して、幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合は、「1 施設  
 の現況」欄に当該統廃合する複数の施設の現況を併記すること。  
 4 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別紙に記載して添付すること。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第3条関係)

認定こども園認定申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

.....  
 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

.....  
 ㊟

電話(.....).....番

1 認定を受けようとする施設の現況

種 別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設
名 称	
所 在 地	
設 置 者	
設 置 年 月 日	年 月 日
定 員	人

2 認定を受けようとする認定こども園

概要	類 型	<input type="checkbox"/> 幼稚園型 <input type="checkbox"/> 保育所型 <input type="checkbox"/> 特定認可外保育施設型				
	名 称					
	所 在 地					
	認定こども園の長となるべき者の氏名					
	開園予定年月日	年 月 日				
保育する子どもの数	区 分	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計	合計
	保 育 認 定	(3号認定) 人		(2号認定) 人	人	人
	教育標準時間認定	/		(1号認定) 人	人	
	定員の弾力化の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
施設設備	区 分	面 積	区 分	室数	面 積	
	園舎の面積	平方メートル	保育室又は遊戯室の面積		平方メートル	
	屋外遊戯場の面積	平方メートル	うち乳児室及びほふく室		平方メートル	
	その他設備の概要					
教育及び保育の主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)					
	(教育及び保育のねらい及び概要)					
	年間開園日数	日				
	開園時間	平 日				
		土 曜 日				
日曜日・祝日						

子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの	実施する事業の概要
	(事業内容及び実施体制)
備考	

- (注) 1 □については、該当するものに「レ」を記入すること。  
 2 複数の施設を統廃合して、認定を受けようとする場合には、「1 認定を受けようとする施設の現況」欄に当該統廃合する複数の施設の現況を併記すること。  
 3 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、別紙に記載して添付すること。

様式第4号中「認定年月日」を「設置年月日」に、

「

区分	0～2歳児	3～5歳児	計
保育に欠ける子ども	人	人	人
保育に欠けない子ども	人	人	人
保育に欠ける子ども	人	人	人
保育に欠けない子ども	人	人	人

」

を

「

区分	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	計
保 育 認 定	(3号認定) 人	人	(2号認定) 人	人
教育標準時間認定	/	/	(1号認定) 人	人
保 育 認 定	(3号認定) 人	人	(2号認定) 人	人
教育標準時間認定	/	/	(1号認定) 人	人

」

に、「3～5歳の短時間利用児」を「3～5歳児（教育標準時間認定）」に、「長時間利用児」を「保育認定」に、「屋外遊技場」を「園庭（屋外遊戯場）」に、

「

保育室又は遊戯室の面積（うち乳児室及びほふく室）	( )	平方メートル ( 平方メートル)
--------------------------	-----	---------------------

を  
「

保育室又は遊戯 室の面積		平方メートル
うち乳児室及 びほふく室		平方メートル

に、「子育て支援事業等」を「子育て支援事業」に改める。

様式第5号中「第7条」を「第6条の2、第7条」に、「認定こども園廃止（休止）届出書」を「認定こども園廃止（休止）認可申請書（届出書）」に、「届出者」を「申請者（届出者）」に、

「

認定こども園	名 称	
	所在地	

を  
「

区 分	<input type="checkbox"/> 廃止認可申請	<input type="checkbox"/> 廃止届出
	<input type="checkbox"/> 休止認可申請	<input type="checkbox"/> 休止届出
認定こども園	名 称	
	所在地	

に、  
「

現に入園している者に対する措置	
-----------------	--

を  
「

現に入園している者に対する措置	
財産処分の時期、方法等	

に改め、同様式に（注）として次のように加える。

- （注） 1 については、該当するものに「レ」を記入すること。  
 2 休止の認可申請又は届出の場合にあっては、「財産処分の時期、方法等」欄は記入しないこと。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。



兵庫県認定こども園審議会規則をここに公布する。

平成26年10月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 兵庫県規則第34号

## 兵庫県認定こども園審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第10条から第12条までに定めるもののほか、兵庫県認定こども園審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に開かれる審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(調整規定)

- 3 施行日から認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第36号）の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「認定こども園の認可等に関する条例」とあるのは、「認定こども園の認定要件等に関する条例」とする。